

第 43 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 24 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年11月2日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和 解 の 相 手 方	損 害 賠 償 の 額	和 解 事 項
令和4年7月27日 菊池郡菊陽町大字辛 川地内（熊本県運転 免許センター駐車場 内） 倒木	個 人 （車両所有者）	2, 5 2 2, 5 6 7 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。
	個 人 （車両所有者）	6 4 9, 8 1 0 円	
	個 人 （車両所有者）	1 3 1, 3 1 8 円	